

～ 山形県内の事業所等で特別高圧電力を利用する中小企業等の皆様へ ～
山形県中小企業特別高圧電力負担軽減事業費補助金のご案内

エネルギー価格の高騰が長期化している中、県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業等と、県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業等に対して、補助金を交付します。

《補助金の概要》

交付対象者※	以下の要件を満たす中小企業等（みなし大企業を除く） ① 県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業等 ② 県内の特別高圧電力を契約している商業施設等のテナント等として、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業等
補助対象経費	交付対象者が特別高圧電力を利用し費用を負担した、令和5年1月分から9月分までの電気料金
補助対象外経費（施設）	下記に該当する場合は、補助金交付の対象外 ① 特別高圧電力が公共事業又は発電事業に使用されている場合 例）上下水道施設、発電施設（太陽光、風力、バイオマス等） ② 特別高圧電力の電気料金に係る他の補助金、支援金、給付金等の対象となる場合 例）病院等の医療機関、高齢者施設
補助金額	次により算出された額の合計額（上限額 5,000 万円 / 1 事業者）以内の額 （予算の範囲内での交付となるため、補助金額を調整する場合があります） ① 令和5年1月分～8月分：電気使用量 1 kwh 当たり 3.5 円を乗じた額 ② 令和5年9月分：電気使用量 1 kwh 当たり 1.8 円を乗じた額
交付申請方法	一括払又は分割払（選択制） ① 一括払：令和5年1月分～9月分を一括で支払を受ける（申請回数 1 回） ② 分割払：令和5年1月分～7月分を1回目、令和5年8月分～9月分を2回目とし、2回に分けて支払を受ける（申請回数 2 回）

※ 交付対象者の要件

(1) 中小企業等

中小企業等とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（会社及び個人）を指します。（要件は下記のとおり）

なお、公募開始日（令和5年8月1日）の時点で、要件を満たしている必要があります。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 （下記に掲げる業種を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

(2) みなし大企業

以下のいずれかに該当する場合は、交付対象者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業等
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業等が所有している中小企業等
- ⑤ ①～③に該当する中小企業等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業等

《交付申請》

<p>申請方法</p>	<p>交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に必要書類を添付して、郵送又は持参により提出してください。</p> <p>[添付書類]</p> <p>① 誓約書（別記様式第2号）</p> <p>② 特別高圧電力使用電力量集計表（別記様式第3号）</p> <p>③ 使用電力量及び電気料金の支払期限が確認できる書類の写し 例）検針票、電気料金の請求書、商業施設等に入居している場合は貸主からの請求書（電気使用量明細書）</p> <p>④ 特別高圧電力を契約又は使用し、電気料金を負担していることが確認できる書類の写し（③の書類で確認できる場合は省略可） 例）大規模商業施設と小売電気事業者との契約書（電気使用量明細書）</p> <p>⑤ 振込口座の銀行名、支店名、普通・当座の別、口座番号、名義人（漢字・カナの両方）が分かる部分の通帳の写し</p>
<p>提出期限</p>	<p>電気料金の支払期限到達後、次の期日までに提出してください。</p> <p>① 分割払1回目：7月分の電気料金の支払期限から30日又は令和5年9月29日のいずれか早い日</p> <p>② 一括払及び分割払2回目：9月分の電気料金の支払期限から30日又は令和5年11月30日のいずれか早い日</p>

《交付までの流れ》

申請見込額を把握するため、令和5年9月8日までに交付対象者登録をお願いします。（9月8日までに1回目の申請書類を提出する場合は省略可）

	分割払の場合（最短の例）		一括払の場合（最短の例）	
	交付対象者	県	交付対象者	県
8月～9月	①交付対象者登録（9/8締切） ②1月分～7月分の電気使用量の確定 ③申請書類の取得 ④申請書類の提出	⑤審査 ⑥交付決定及び額の確定 ⑦補助金の交付	①交付対象者登録（9/8締切）	
10月～11月	⑧8月分～9月分の電気使用量の確定 ⑨申請書類の取得 ⑩申請書類の提出	⑪審査 ⑫交付決定及び額の確定 ⑬補助金の交付	②1月分～9月分の電気使用量の確定 ③申請書類の取得 ④申請書類の提出	⑤審査 ⑥交付決定及び額の確定 ⑦補助金の交付

参考：〇月分の考え方

例）1月分とは2月検針分、9月分とは10月検針分を指します。

《公募要領等の入手方法》

詳細は、公募要領をご確認ください。下記の山形県HP（令和5年度山形県中小企業特別高圧電力負担軽減事業費補助金のご案内）から入手可能です。

https://www.pref.yamagata.jp/110002/sangyo/shokogyo/shien/tokubetsu_kouatsu.html

【申請書提出及びお問合せ先】

山形県産業労働部 産業技術イノベーション課 ものづくり振興担当

Tel：023-630-2369 Fax:023-630-2695